

# 「特別養護老人ホーム長生園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号 第2671500102号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 目 次

1 . 施設経営法人	2
2 . ご利用施設	2
3 . 居室の概要	3
4 . 職員の配置状況	3
5 . 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6 . 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7 . 身元引受人	12
8 . 事故発生時の対応	12
9 . 苦情の受付について	12
10 . サービスの第三者評価の実施状況について	12
その他、別紙付属文書	

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 長生園
- (2) 法人所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地
- (3) 電話番号 0771-62-0223
- (4) 代表者氏名 理事長 中村 裕予
- (5) 設立年月日 昭和 31 年 11 月 15 日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成 12 年 4 月 1 日指定 (京都府第 71500102 号)
- (2) 施設の目的  
指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立して日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、契約者に日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 長生園
- (4) 施設の所在地 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内 19 番地
- (5) 電話番号 0771-62-0223 FAX番号 0771-62-1898
- (6) 施設長（管理者）氏名 白井 尚司
- (7) 当施設の運営方針  
本施設は、老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、常時介護を必要とする要介護高齢者に対して介護等の生活援助を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指し、目的達成のため、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保険医療・福祉関係者や行政機関等との密接な連携に努める。また、明るく家庭的な雰囲気及び健全な環境の下での生活を確保するため入所者の人格を尊重し、職員との信頼関係を基調とする適切な処遇について不断の努力を行い高齢者福祉の増進に寄与する。
- (8) 開設年月日 昭和 45 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 258 名

### 3. 居室等の概要

当施設では別紙 1 の通り居室・設備をご用意しています。入居される契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合があります。

- ※ 厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。
- ※ この施設・設備の利用にあたって、契約に特別にご負担いただく費用はありません。
- ※ 居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ※ 居室に関する特記事項：トイレの場所は各 1 箇所

### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

当施設の職員配置状況

< 令和 7 年 7 月 1 日現在 >

職名及び資格		常勤	非常勤	合計
施設長	1名(兼務)			1名
副施設長	2名(兼務)			2名
医師			1名	1名
生活相談員	5名(兼務)			5名
介護・看護職員	介護職員	77名	13名	90名
	内訳 介護福祉士	56名	2名	58名
	看護職員	9名	10名	19名
	内訳 看護師	8名	6名	14名
	准看護師	1名	4名	5名
栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員			2名	2名
介護支援専門員		11名(兼務)	1名	12名
事務職員		7名	2名	9名

※業務内容については、運営規程記載のとおり。

〈主な職種の勤務体制〉

	職 種	勤 務 体 制	
1	医 師	毎週月曜から金曜日まで 13：50～14：50	
2	看 護 職 員	日 勤	8：30～17：30
		遅 出	9：30～18：30
		夜 勤	17：00～ 9：30
3	介 護 職 員	早 出	6：30～15：30 7：00～16：00 8：00～17：00
		日 勤	9：00～18：00
		中間遅出	9：30～18：30
		遅 出	10：00～19：00 10：30～19：30
		夜 勤	17：00～ 9：30
		9：00～18：00	
4	機能訓練指導員		

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居住の提供

② 食事

- 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。

- 契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～

③ 入浴

- 入浴又は清拭を週2回以上行います。

- 心身の状況（寝たきり等の方）に応じて機械浴槽を使用して入浴することもできます。

④ 排泄

- 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- 利用者の健康状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

⑦ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料（1日あたり）〉

利用料金は下記の単位表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用単位（料金）から  
介護保険給付費額費を除いた金額（自己負担金）をお支払い下さい。  
(サービス利用単位（料金）は、契約者の要介護度に応じて異なります。)

① 基本サービス利用単位（1単位=10円）

	基本単位数（1日）多床室・個室	利用金額（1日）多床室・個室
要介護 1	589 単位	5,890 円
要介護 2	659 単位	6,590 円
要介護 3	732 単位	7,320 円
要介護 4	802 単位	8,020 円
要介護 5	871 単位	8,710 円

② 各種加算（1単位=10円）

	加算項目	基本単位数 (1日)	利用料金 (1日)
体制加算	日常生活継続支援加算（I）※1	36 単位	360 円
	看護体制加算（I）口※2	4 单位	40 円
	看護体制加算（II）口※3	8 单位	80 円
	夜勤職員配置加算（III）口※4	16 单位	160 円
	精神科医師定期的療養指導加算	5 单位	50 円
	安全対策体制加算	20 单位/回	200 円/回
	協力医療機関連携加算	100 单位/月	1,000 円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算（I）※8	10 单位/月	100 円/月
	高齢者施設等感染対策向上加算（II）※9	5 单位/月	50 円/月

	加算項目	基本単位数 (1日)	利用料金 (1日)
発生時 加 算	口腔衛生管理加算（I）※10	90 単位/月	900 円/月
	若年性認知症入所者受入加算※11	120 単位	120 円
	外泊時費用加算※12	246 単位	2,460 円
	初期加算※13	30 単位	300 円
	再入所時栄養連携加算※14	200 単位/回	2,000 円/回
	療養食加算※15	6 単位/回	60 円/回
	配置医師緊急時対応加算※16	325 単位、650 単位、1,300 単位/回	
	看取り介護加算（II）※17		
	特別通院送迎加算※18	594 単位/月	5,940 円/月
	新興感染症等施設療養費※19	240 単位	2,400 円
	退所時情報提供加算※20	250 単位/回	2,500 円/回
	退所時栄養情報連携加算※21	70 単位/回	700 円/回
その他	介護職員待遇改善加算（I）※22	利用総単位数に14%を乗じた額	

- ※1 新規入所者の総数のうち、認知症自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上であり、介護福祉士の数が常勤換算で入所者 6 に対して 1 以上配置している場合
- ※2 常勤の看護師を 1 名以上配置している場合
- ※3 看護職員を入所者 25 名に対して 1 名以上配置し、同時に基準数プラス 1 名以上配置し、看護職員との 24 時間の連絡体制を確保している場合
- ※4 夜勤を行う職員を基準数プラス 1 名以上配置し夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置している場合
- ※5 精神科医師による定期的な療養指導が月 2 回以上行われた場合
- ※6 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所時 1 回限り算定）
- ※7 協力医療機関を定め、相談対応、診療、入院の受け入れ体制を確保し、かつ 1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で対応の確認と退院が可能となった場合は、速やかに再入所を行う場合
- ※8 新興感染症の発生等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築、一般的な感染症は協力医療機関等と発生時の診療対応の取り決め、連携、適切な対応を行っており、一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修参加、助言や指導をうけた場合
- ※9 感染対策に一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を 3 年に 1 回以上受けた場合
- ※10 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して、入所者の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 2 回以上行い、口腔ケアマネジメントに係る計画を作成している場合
- ※11 若年性認知症である利用者を、担当を定めて受入れた場合

- ※12 病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合（月 6 日まで算定）
- ※13 入所日より 30 日間算定
- ※14 入所者が入院し、経管栄養又は嚥下食の新規導入など、大きく異なり管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し調整を行った場合
- ※15 医師の指示により糖尿病食や腎臓食を提供した場合（1 日 3 回まで算定）
- ※16 入所者に急変が生じた場合等、配置医師が施設の求めに応じ、施設へ訪問し入所者の診療を行った場合
 

早朝・夜間及び深夜以外	325 単位
早朝 6:00～8:00	650 単位
夜間 18:00～22:00	650 単位
深夜 22:00～6:00	1,300 単位
- ※17 看取りに関する指針に基づいて看取り介護を行った場合
 

死亡日以前 31 日～45 日	72 単位
死亡日以前 4 日～30 日	144 単位
死亡日以前 1 日～2 日	780 単位
死亡日	1,580 単位
- ※18 透析をする入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、月に 12 回以上、通院のため送迎を行った場合
- ※19 厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した者に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合（月 5 日まで算定）
- ※20 医療機関へ退所する入所者等について、退院後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合
- ※21 特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
- ※22 利用総単位数に 14% を乗じた額

利用者様の負担については介護保険負担割合証に応じて請求します。

- ※ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合せて、契約者の負担額を変更します。
- ※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の項目及び各段階に応じて契約者のご負担となります。

① 居住費

項目	区分	利用料（1日）	利用料（30日）
多床室居住費 ※1	第1段階の方	0円	0円
	第2段階の方		
	第3段階 ①の方	430円	12,900円
	第3段階 ②の方		
	第4段階の方	915円	27,450円
個室居住費 ※1	第1段階の方	380円	11,400円
	第2段階の方	480円	14,400円
	第3段階 ①の方	880円	26,400円
	第3段階 ②の方		
	第4段階の方	1,520円	45,600円

③ 食費

食 費 ※1	第1段階の方	300円	9,000円
	第2段階の方	390円	11,700円
	第3段階 ①の方	650円	19,500円
	第3段階 ②の方	1,360円	40,800円
	第4段階の方	1,445円	43,350円

※1 居住費・食費は所得に応じて負担額が異なります。居住費・食費は1日単位です。

- ・ 食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には実費負担額を減免します。但し、1日3食分の欠食場合のみ減額適用となります。

③ 理容・美容

- ・ 理髪サービス

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（整髪・顔剃り等）を利用いただけます。

理容料金： 1回あたり、2,200円（顔剃りは別途500円がかかります。）

④ 生活支援事務

- ・ 契約者の希望により、日常生活に必要な金銭出納及び財産の保全管理サービスを利用いただけます。詳細は、別に定める管理委任契約書により行うものとします。

○ お預かりできるもの：預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書、現金

○ 保管管理者：施設長

- ・ 主なサービス内容

\*預貯金の払い戻し、預入の手続き

\*各種保険証類の保管管理、事務手続きの代行（医療保険、その他手続き等に必要となる添付書類の準備や送付など）

\*医療に係る支払い代行

\*日常生活に必要な物品購入や支払い代行（日用品等の買い出しなど）

- ・ 上記のサービスは、生活支援事務費として1ヶ月5,000円をご負担いただきます。（入所月、退所月は日割り計算とします。1日あたり：164円）

- ・ 契約者は、サービス提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には職員までお申し出下さい。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用の実費

- ・ 日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑥ レクリエーション、クラブ活動、イベント

- ・ 契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○ 利用料金 : 旅行費・材料代等の実費をいただきます。

○ イベントについては、誕生会、お正月、夏祭り、敬老祝賀会、水無月祭・収穫感謝祭など、その費用の一部としてご利用者全員より1ヶ月1,500円の贅助費をご負担いただきます。

⑦ 健康管理費

- ・ インフルエンザ予防接種代は、65歳以上の方については住所地の自己負担額をいただきます。該当しない方については、薬剤費、資材費をいただきます。

- ・ 肺炎球菌ワクチンの予防接種代（1回のみ）8,000円をご負担いただきます。

⑧ 家電製品等の持込について

- ・ 特別な制限はございませんがテレビ・冷蔵庫等の家電製品の持込については、料金をいただきます。（1家電につき600円／月）

持込については入所の際にご相談ください。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更を行う2ヶ月前までに説明します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、前月分の費用請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払い方法は、金融機関（京都銀行又は京都信用金庫）口座からの引落しとなります。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を義務づけるものではありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	社会福祉法人長生園 診療所 京都府南丹市園部町上木崎町坪ノ内19番地 内科・整形外科・精神科・皮膚科	0771-62-0223
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	京都中部総合医療センター 京都府南丹市八木町大字八木小字上野25番地 内科・外科・整形外科・神経内科・泌尿器科・皮膚科・歯科・その他	0771-42-2510
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	福知山もみじヶ丘病院 京都府福知山市荒木3374 精神科	0773-22-2288

医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	一般財団法人 長岡記念財団 長岡ヘルスケアセンター 京都府長岡市友岡4丁目18番1号 精神科	075-951-9201
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	医療法人清仁会シミズ病院 京都市西京区山田中吉見11-2 脳神経外科・整形外科・形成外科・外科・内科・理学診療科・その他	075-381-5161
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	国保京丹波町病院 京都府船井郡京丹波町和田大下28番地 内科・外科・肛門科・整形外科・皮膚科・精神神経科・その他	0771-86-0220
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	西田医院 京都府南丹市園部町美園町3号3番地 内科・外科・皮膚科・肛門外科・整形外科	0771-68-1105
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	医療法人 川西診療所 京都府南丹市園部町宮町36 内科・小児科	0771-62-0139
医療機関の名称 所 在 地 診 療 科	明治国際医療大学附属病院 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6番地1 内科・神経内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・外科・その他	0771-72-1221

## ② 協力歯科医療機関

医療機関の名称 所 在 地	京都中部総合医療センター歯科口腔外科 京都府南丹市八木町八木上野25番地	0771-42-2510
医療機関の名称 所 在 地	大町歯科医院 京都府南丹市園部町上木崎町大將軍19-1	0771-68-2217
医療機関の名称 所 在 地	高屋歯科医院（訪問歯科診療） 京都府南丹市園部町宮町102番地	0771-62-0144

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）（契約書第15条参照）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援・要介護2以下と判断された場合  
(但し、契約者が平成27年4月1日以前からホームに入所している場合は適用されません。)
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設が滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ ホームが介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、契約者から退所の申し出をすることができます。その場合には退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しく不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が契約者の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 契約者またはその家族もしくは連帯保証人、身元引受人(以下、契約者等という)が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- ⑤ 契約者等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑥ 契約者が連續して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑦ 契約者が他の介護保険施設に入所した場合
- ⑧ 前記⑤項記載の事由のほか、契約者等の言動によって、事業者又はサービス従業者と契約者等との信頼関係が損なわれ、その結果、事業者において本契約を履行することが不可能または著しく困難となり、信頼関係の修復の見込みがないと判断される場合

(3) 契約者が病院などに入院された場合について

- ① 当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

入院日、退院日を除いて1ヶ月に6日間は所定の利用料金をご負担いただきます。

入院期間中（1日あたり：246円）

- ② 3ヶ月以内の入院の場合

入院期間中に本人のベッドを短期入所生活介護（ショートステイ）で別人が利用する場合は入院中の本人の同意が必要である。

- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### (4) 円滑な退所のための援助

契約者が当施設を退所するにあたり、契約者等の希望があった場合には、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して行うことができます。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

### 7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人を求めることがあります。

入所契約が終了した後、当施設に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、契約者または残置物引取人に負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

### 8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また賠償すべき事故が発生した場合は、できるかぎり速やかに損害賠償を行います。

### 9. 苦情の受付について

#### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付係 担当：介護支援専門員及び生活相談員

受付時間 毎週月曜から土曜日まで

9：00～17：00まで

また、苦情受付ボックスを事務所前に設置します。

#### (2) その他

当施設以外にも居宅介護支援事業所、各市町村、国民健康保険団体連合会等でも苦情を受け付けております。

### 10. サービスの第三者評価の実施状況について

提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

項目	内 容
(1) 実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> • 無
(2) 実施年月日（直近実施日）	令和3年11月22日
(3) 実施した機関	きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
(4) 評価結果の開示状況	<input checked="" type="checkbox"/> • 無

年　　月　　日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム　長生園

説明者　職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

その他利用料についても説明を受けそのサービス提供を受けた場合に費用を支払うことについて同意します。

私に対する介護サービス提供に際して居宅介護支援事業者等に対して自分及び家族に関する情報を提供することに同意します。

契約者　住所

氏名

印

署名代行者　住所

氏名

印

契約者との関係　( )

**別紙 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護**

1 F 居室・設備			2 F 居室・設備			3 F 居室・設備		
室名	面積	室数	室名	面積	室数	室名	面積	室数
在宅復帰（和室）	16.29		個室※	14.22	1	2人室	27.10	1
在宅復帰（LD）	16.69		個室※	15.45	2	2人室	29.02	12
個室※	21.26	7	個室※	16.68	1	2人室	29.56	7
個室※	22.96	1	2人室	26.56	1	2人室	32.66	1
2人室	29.02	5	2人室	27.10	1	静養室	12.54	
2人室	31.58	1	2人室	29.02	10	食堂	134.00	
2人室	45.27	1	2人室	29.56	7	パントリー	31.82	
静養室	15.54		2人室	30.71	1	談話室	57.28	
食堂	134.02		2人室	32.66	1	一般浴室	36.75	
パントリー	31.89		2人室	33.92	2	チエアー浴	28.79	
サロン	99.56		2人室	36.82	1	シャワー室	3.51	
一般・リフト浴室	43.11		2人室	37.00	2	脱衣室	27.66	
寝台浴室	36.93		4人室	59.99	1	3階-B 2棟		
脱衣室	41.99		4人室	60.64	1	1人室※	12.15	12
機能訓練室	61.83		4人室	61.36	1	1人室※	19.44	3
医務室	25.98		静養室	15.54		1人室※	20.25	1
静養室	26.79		食堂	134.00		4人室※	80.42	1
1階-B 1棟			パントリー	22.58		4 F 居室・設備		
1人室※	11.00	2	談話室	57.25		2人室	27.10	1
2人室	11.93	1	一般浴室	36.75		2人室	29.56	7
2人室	17.00	1	寝台浴室	36.71		2人室	29.02	12
3人室	23.85	1	リフト浴室	46.80		2人室	32.66	1
4人室	29.10	2	脱衣室	45.39		静養室	15.54	
1階-B 2棟			静養室	9.32		食堂	134.00	
1人室	12.15	11	食堂	62.55		パントリー	31.68	
1人室	14.59	1	パントリー	16.05		談話室	71.45	
2人室	19.44	6	2階-B 1棟			一般浴室	37.05	
2人室	20.25	1	2人室	11.93	1	シャワー室	4.17	
			2人室	19.20	1	脱衣室	36.58	
共用部			3人室	23.85	4			
集会室	226.72		4人室	29.10	3			
廊下の幅			2階-B 2棟					
B1棟-1・2階廊下	1.8		1人室	12.15	1			
1・2階中廊下	2.8		2人室	19.44	6			
B2棟-1・2階廊下			2人室	24.30	6			
1・2階北・西廊下	3.0							
1・2南廊下	2.1							
本館1・2・3・4階廊下	3.0							

※個室・1人室については、下記の居室番号が個室費用の適用室となります。

- ・ 個室・1人室に入室された場合、当園の都合や状況により個室費用を徴収せず、多床室費用で徴収する場合があります。

【1階】 10室

1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314
1506	1507						

【2階】 4室

2107	2108	2109	2110
------	------	------	------

【3階】 16室

3201	3202	3203	3204	3205	3206	3207	3208
3209	3210	3211	3212	3213	3214	3215	3216

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上6階建

(2) 建物の延べ床面積 2,088.090m<sup>2</sup> (うち特養部分、1,397.248m<sup>2</sup>)

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

養護老人ホーム長生園	昭和31年11月15日	開設	定員50名
養護特定施設入居者生活介護	平成19年4月 1日	2671500201号	
ケアハウス長生園	平成13年 4月 1日	開設	定員50名
社会福祉法人長生園診療所	昭和34年 1月12日	開設	
短期入所生活介護	平成12年 4月 1日	2671500102号	
居宅介護支援事業	平成12年 4月 1日	2671500102号	
デイサービスセンター長生園	平成13年 4月 1日	2671500102号	
グループホーム幸せの里	平成13年 6月 1日	2671500102号	
ヘルパーステーション長生園	平成14年11月 1日	2671500102号	
第2デイサービスセンター	平成26年 4月21日	2673400137号	
あんしんサポートハウス光華苑	平成26年12月25日	開設	定員30名

(4) 施設の周辺環境

日当たり等良好

2. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所に当たり、所持品の種類や品物の体積によって制限があり持ち込みできないことがあります。詳しくは、職員までお申し出下さい。

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※ また、来訪される場合、食料品等、その他の物品を持ち込みされる場合は必ず職員に届け出て下さい。物品により持ち込むことが出来ない場合があります。